

大阪大学サイバーメディアセンター研究生受入内規

第1条 大阪大学サイバーメディアセンターにおける研究生の受入については、大阪大学附置研究所等研究生規程及び大阪大学外国人留学生の入学に関する規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2条 研究生として入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えてサイバーメディアセンター長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業又は見込証明書
- (4) 確約書（現職を有する者のみ）

第3条 サイバーメディアセンター長は、教授会の議を経て、これを許可する。

附 則

この内規は、平成12年4月3日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年11月25日から施行する。